

令和 7 年度 職業訓練指導員試験受験案内

秋田県

この試験は、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の資格を取得するための試験で、合格者には申請により「職業訓練指導員免許証」が交付されます。

(この試験は、秋田県職業訓練指導員の採用試験ではありません。)

試験合格者の特典

- ・免許取得者は、その職種について技能検定（1 級・2 級・3 級・単一等級）を受検する場合、学科試験の全部が免除になります。
- ・免許取得後 1 年の実務経験で 1 級の技能検定が受検できます。
- ・労働安全衛生法に基づく資格を取得する場合、該当職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。
- ・自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による 2 級又は 3 級の技能検定を受検する場合に、学科試験（保安基準、その他自動車整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験の全部が免除されます。

1 実施職種、試験範囲及び対象者

実 施 職 種	試 験 範 囲	対 象 者
職業訓練指導員免許 に係る全職種 (別表 1 参照)	学科試験のうち 指導方法	免許職種に関し、受験資格を有し、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される方

2 受験資格及び試験の免除

別表 2 及び別表 3 を参照してください。

実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる方（以下「全免除者」という。）による受験申請については、5 の(3)の申請書類の受付期間に限らず、通年で受け付けます。

また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができます。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

(1)拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2)職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

3 試験科目

職 種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	○指導方法 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

4 試験日時及び試験場所

区 分	免 許 職 種	試 験 日 時	試 験 場 所
学科試験 (指導方法)	全 職 種	令和7年11月6日(木) 10:00~11:00	秋田技術専門校職業訓練センター 秋田市向浜一丁目2-1 TEL (018)824-2548

5 受験申請手続

(1)提出書類等

①全員が提出する書類

- ア 職業訓練指導員試験受験申請書（受験票、履歴欄を含む。以下「受験申請書」という。）
- ・黒または青のボールペンで記入してください。（消せるペンは使用不可）
 - ・写真貼付欄には、申請前6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦4cm×横3cmで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けてください。

イ 110円切手2枚及び70円分の切手1セット

ただし、全免除者の場合は、180円切手1枚

②必要に応じて提出する書類

受験資格及び試験の免除を証明する書類（卒業証書、技能検定合格証書の写し等）

必要書類 受験・免除資格	卒業証明書 または 修了証明書 (原本)	履修証明書 または 成績証明書 (原本)	特別履修 証明書 (原本)	実務経験 証明書 (原本)	職業訓練指導員 試験一部合格証書 (写)	技能検定 合格証書 (写)	該当資格の免許証 や試験合格証書等 (写)
実務経験者(実務経験のみ)				○			
高等学校又は中等教育学校 卒業者(免許職種関連以外)	○			○			
大学・短大・高校・専門・ 各種学校卒業者 (受験する免許職種関連)	○	○	○※1	○			

必要書類 受験・免除資格	卒業証明書 または 修了証明書 (原本)	履修証明書 または 成績証明書 (原本)	特別履修 証明書 (原本)	実務経験 証明書 (原本)	職業訓練指導員 試験一部合格証書 (写)	技能検定 合格証書 (写)	該当資格の免許証 や試験合格証書等 (写)
職業訓練指導員試験一部合格者（受験する免許職種）					○		
技能検定合格者 (別表4参照)						○	
他の法令による受験資格 所持者（別表3参照）				△※2			○
職業能力開発校修了者	○	○	△※1	△※2			

- ※1 卒業（修了）した科によっては、当該教育（訓練）機関より、関連学科履修について証明していただくことがあります。審査や作成に時間がかかる場合がありますので、お早めに担当までご連絡ください。
- ※2 受験資格に実務経験が定められている場合のみ提出が必要です。用紙はHPからダウンロードできます。

(2) 書類の提出先及び提出方法

秋田県産業労働部雇用労働政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号 へ持参又は郵送

申請書類を郵送により提出する場合には、簡易書留又は特定記録とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。

(3) 受付期間及び受付時間

令和7年8月25日(月)から10月3日(金)まで

持参の場合の受付は、土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、
郵送の場合は、令和7年10月3日付け消印のあるものまで有効とします。

(4) 受験手数料

① 手数料の額

学科試験 3,100 円

ただし、全免除者の場合、手数料は不要です。

② 納付方法

受験手数料相当額の秋田県証紙を証紙納付書の所定の欄に貼り付け、受験申請書とともに提出してください。なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

※秋田県証紙売りさばき場所の一覧及びクレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済による納付については、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でご確認ください。

(5) 全免除者の受験手続

全免除者の受験手続は、上記(3)の申請書類の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができます。この場合において、全免除者は(1)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書、免許交付手数料2,300円相当額の秋田県証紙を所定の欄に貼り付けた証紙納付書及び戸籍抄本1通の提出が必要となります。

詳細については、秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話(018)860-2301）までお問い合わせください。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、6の受験票は送付しません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申請書を受理したときは、後日受験票を本人に送付します。
- (2) 試験日一週間前までに受験票が到着しない場合は、秋田県産業労働部雇用労働政策課までご連絡ください。
- (3) 受験票は試験当日に必ず持参して下さい。

7 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に、指導方法の合格となります。

8 試験結果の発表及び合格証書の送付

令和7年11月26日(水)に、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者本人あてに合否を通知します。

通知にあわせて、合格者には合格証書を送付します。

※全免除者には、本人あての通知のみとします。

9 試験結果開示

この試験の得点は、本人が口頭で開示請求をすることができます。

電話、はがき等による請求はできませんのでご注意ください。

開示請求をする場合は、令和7年11月26日(水)から同年12月26日(金)の土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に、受験者本人であることを証明できる書類（受験票、運転免許証等）を持参して、秋田県産業労働部雇用労働政策課までお越し下さい。

10 その他

- (1) 受験申請後に住所、氏名などが変更となった場合は、必ず下記にご連絡ください。

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部雇用労働政策課（県庁第二庁舎3階）電話(018)860-2301

- (2) 災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により、試験の実施が困難な場合は、試験の延期・中止や会場等の変更を行う場合があります。

試験に関する情報は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「雇用労働政策課」のページ（<https://www.pref.akita.lg.jp/koyorodo/>）に随時掲載します。

別表 1

免 許 職 種

(123職種)

園 芸 科	時 計 科	製 本 科	表 具 科	デ ザ イ ン 科
造 園 科	光 学 ガ ラ ス 科	プ ラ ス チ ッ ク 科 製 品	左 官 ・ タ イ ル 科	義 肢 装 具 科
森林環境保全科	光 学 機 器 科	レ ザ ー 加 工 科	築 炉 科	電 気 通 信 科
鉄 鋼 科	計 測 機 器 科	ガ ラ ス 科	ブ ロ ッ ク 建 築 科	電 話 交 換 科
鑄 造 科	理 化 学 機 器 科	ほ う ろ う 製 品 科	熱 絶 縁 科	事 務 科
鍛 造 科	製 材 機 械 科	陶 磁 器 科	冷 凍 空 調 機 器 科	貿 易 事 務 科
熱 処 理 科	内 燃 機 関 科	石 材 科	配 管 科	流 通 ビ ジ ネ ス 科
塑 性 加 工 科	建 設 機 械 科	麵 科	住 宅 設 備 機 器 科	写 真 科
溶 接 科	農 業 機 械 科	パ ン ・ 菓 子 科	さ く 井 科	介 護 サ ー ビ ス 科
構 造 物 鉄 工 科	縫 製 機 械 科	食 肉 科	土 木 科	理 容 科
金属表面処理科	織 布 科	水 産 物 加 工 科	測 量 科	美 容 科
機 械 科	織 機 調 整 科	発 酵 科	建 築 物 設 備 管 理 科	ホ テ ル ・ 旅 館 ・ レ ス ト ラ ン 科
電 子 科	染 色 科	建 築 科	ボ イ ラ ー 科	観 光 ビ ジ ネ ス 科
電 気 科	ニ ッ ト 科	枠 組 壁 建 築 科	ク レ ー ン 科	日 本 料 理 科
コ ン ピ ュ ー タ 制 御 科	洋 裁 科	と び 科	建 設 機 械 運 転 科	中 国 料 理 科
発 変 電 科	洋 服 科	建 設 科	港 湾 荷 役 科	西 洋 料 理 科
送 配 電 科	縫 製 科	ブ レ ハ ブ 建 築 科	化 学 分 析 科	臨 床 検 査 科
電 気 工 事 科	和 裁 科	屋 根 科	公 害 検 査 科	フ ラ ワ ー 装 飾 科
自 動 車 製 造 科	寝 具 科	ス レ ー ト 科	木 材 工 芸 科	メ カ ト ロ ニ ク ス 科
自 動 車 整 備 科	帆 布 製 品 科	建 築 板 金 科	竹 工 芸 科	情 報 処 理 科
自動車車体整備科	木 型 科	防 水 科	漆 器 科	フ ォ ー ク リ フ ト 科
航空機製造科	木 工 科	サ ッ シ ・ ガ ラ ス 科 施 工	貴 金 属 ・ 宝 石 科	建 築 物 衛 生 管 理 科
航空機整備科	工 業 包 装 科	畳 科	印 章 彫 刻 科	福 祉 工 学 科
鉄 道 車 両 科	紙 器 科	イ ン テ リ ア 科	塗 装 科	
造 船 科	製 版 ・ 印 刷 科	床 仕 上 げ 科	広 告 美 術 科	

別表2

受験資格及び免除の範囲

受験資格（主なもの）				受験に必要な実務経験年数	免除の範囲			
					実技	学 科		
						関連学科		指導方法
						系基礎	専攻	
学校教育法によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			1年以上		○	○	
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			2年以上		○	○	
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			2年以上				
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			3年以上				
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業生			5年以上				
	中学校卒業生（実務経験のみの者）			8年以上				
	厚生労働省が指定する学校	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	3年以上				
			3年以上	2年以上				
高等課程若しくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		2年制	4年以上					
		3年以上	3年以上					
職業能力開発促進法によるもの	長期課程の指導員訓練修了者（専攻した職種以外の免許職種を受験する場合）			1年以上				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者			1年以上				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了者（職業能力開発総合大学校の長が認める者）			1年以上	合格と認められる科目について免除			
	指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を取得している者			1年以上	「職業訓練指導員免許の所持者」参照			
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了者（指導員試験受験資格があり、職業能力開発総合大学校の長が認める者）			－	合格と認められる科目について免除			
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者			－		○	○	
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者			1年以上		○	○	
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練を修了した者			2年以上				
技能検定	免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級に合格した者（ただし、電子回路接続及びバルコニー施工を除く。）			－	○	○	○	
	免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2級に合格した者			－	○			
職業訓練指導員訓練	職業訓練指導員試験において免許職種の実技試験又は学科試験の系基礎学科、専攻学科、指導方法の合格者			－	一部合格証書の相当する範囲			
	職業訓練指導員免許の所持者	免許職種と同一系		－		○		○
		免許職種と同一系以外		－				○
他の法令等により受験資格及び試験の免除を受けることができる者				別表3参照				

○印は免除される範囲

別表3

他の法令による受験資格及び免除の範囲（主なもの）

指導員 免許職種	受験資格を有する者 (実技試験及び学科試験（関連学科）の免除を受けることができる者)	免除の範囲		
		実技	学科	指導方法
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	
航空機整備科	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	
介護 サービス科	① 児童福祉法による保育士登録証を有する者で、実務経験（※1）を有し、かつ、実務者研修修了者（※2） ② 保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者 ③ 保健師助産師看護師法による准看護師の免許を有する者で、実務経験（※1）を有する者 ④ 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者で、実務経験（※1）を有する者若しくは実務者研修修了者（※2） ⑤ 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者で、実務者研修修了者（※2） ⑥ 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者で、実務者研修修了者（※2） ⑦ 社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士登録証を有する者 ⑧ 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者で、実務者研修修了者（※2） ⑨ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者で、実務経験（※1）を有し、かつ、実務者研修修了者（※2） （※1）介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する者 （※2）社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当する者（＝いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了した者）	○	○	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	

○印は免除される範囲

この他の免除を受けることができる資格等については、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3をご確認いただくか、秋田県産業労働部雇用労働政策課までお問い合わせください。

別表 4

職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

免 許 職 種	技 能 検 定 職 種	免 許 職 種	技 能 検 定 職 種
建築物設備管理科	ビル設備管理	光学ガラス科	眼鏡レンズ加工 ※
園 芸 科	園芸装飾	光学ガラス科 光 学 機 器 科	光学機器製造
造 園 科 森林環境保全科	造園	自動車製造科 内 燃 機 関 科	内燃機関組立て
さ く 井 科	さく井	縫 製 機 械 科	縫製機械整備
鉄 鋼 科 鋳 造 科	金属溶解	建 設 機 械 科	建設機械整備
鋳 造 科	鋳造、粉末冶金、ダイカスト	農 業 機 械 科	農業機械整備
鍛 造 科	鍛造	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
熱 処 理 科	金属熱処理、金属材料試験	織 機 調 整 科	織機調整 ※
機 械 科	機械加工、非接触除去加工、 (旧 放電加工)、金型製作、 仕上げ、機械検査、機械保全、 油圧装置調整、 テクニカルイラストレーション、 機械・プラント製図	染 色 科	染色
		ニ ッ ト 科	ニット製品製造
		洋 裁 科	婦人子供服製造
		洋 服 科	紳士服製造
塑 性 加 工 科	金属プレス加工、建築板金、 工場板金	和 裁 科	和裁
建 築 板 金 科	建築板金	寝 具 科	寝具製作
塑 性 加 工 科 造 船 科 構 造 物 鉄 工 科 鉄 道 車 両 科	鉄工	帆 布 製 品 科	帆布製品製造
		縫 製 科	布はく縫製
金属表面処理科	めっき、 アルミニウム陽極酸化処理	木 工 科	木工機械整備 ※、機械木工、 家具製作、建具製作
機 械 科 製 材 機 械 科	切削工具研削	木 型 科	木型製作 ※
		竹 工 芸 科	竹工芸 ※
木 製 材 機 械 科	製材のこ目立て ※	紙 器 科	紙器・段ボール箱製造
電 子 科	電子回路接続、 電子機器組立て、 半導体製品製造	製 版 ・ 印 刷 科	版下製作 ※、 プリプレス(旧 製版)、印刷
		製 本 科	製本
電 気 科 メカトロニクス科	電気機器組立て シーケンス制御	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	プラスチック成形、 強化プラスチック成形
理 化 学 機 器 科	家庭用電気治療器調整 ※	ガ ラ ス 科	ガラス製品製造 ※
電 子 科 電 気 科	自動販売機調整	ほうろう製品科	ほうろう加工 ※
		陶 磁 器 科	陶磁器製造 ※
鉄 道 車 両 科	鉄道車両製造・整備	石 材 科	石材施工、 コンクリート積みブロック施工 ※
時 計 科	時計修理		

免 許 職 種	技 能 検 定 職 種	免 許 職 種	技 能 検 定 職 種
パン・菓子科	パン製造、菓子製造	熱 絶 縁 科	熱絶縁施工
麺 科	製麺	サッシ・ガラス 施 工 科	カーテンウォール施工、 ガラス施工
食 肉 科	ハム・ソーセージ・ベーコン 製造	建 築 科	サッシ施工
水産物加工科	水産練り製品製造	サッシ・ガラス 施 工 科	
発 酵 科	みそ製造、酒造	さ く 井 科	ウエルポイント施工
建 築 科	建築大工、枠組壁建築、 バルコニー施工、建築図面製作 ※	土 木 科	電気製図
枠組壁建築科		電 気 科	
屋 根 科	かわらぶき	化 学 分 析 科	化学分析
と び 科	とび	公 害 検 査 科	化学分析
左官・タイル科	左官、タイル張り	木 材 工 芸 科	
ブロック建築科	れんが積み ※	漆 器 科	漆器製造 ※
		貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
築 炉 科	築炉	印 章 彫 刻 科	印章彫刻
ブロック建築科	ブロック建築、 エーエルシーパネル施工	イ ン テ リ ア 科	表装
		表 具 科	塗装、塗料調色
畳 科	畳製作	塗 装 科	
配 管 科	配管、浴槽設備施工 ※	広 告 美 術 科	広告美術仕上げ
		義 肢 装 具 科	義肢・装具製作
住宅設備機器科	型枠施工、鉄筋施工、 コンクリート圧送施工	工 業 包 装 科	工業包装
建 設 科		写 真 科	写真
防 水 科	防水施工	日 本 料 理 科	調理
		中 国 料 理 科	
インテリア科	内装仕上げ施工	西 洋 料 理 科	ビルクリーニング
床 仕 上 げ 科		建築物衛生管理科	
ス レ ー ト 科	スレート施工 ※	フ ラ ワ ー 装 飾 科	フラワー装飾

※はR4以前に廃止となった技能検定職種

試験会場案内図

- 所在地 秋田市向浜一丁目2-1
- 電話 (018) 824-2548
- 交通 秋田中央交通 秋田駅西口③番乗り場 県立プール線
訓練センター前下車 徒歩約3分
産業技術センター前下車 徒歩約5分
- 駐車場 60台駐車できます。

日本海

